茨木市物品等入札参加資格審查事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する物品、修繕及び売払い並びに業務委託(工事関係は除く。)の業者登録に係る入札参加資格の認定の取扱いについて必要な事項を 定めるものとする。

(資格要件)

- 第2 次の各号のいずれの要件も満たしていること。
 - (1) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 成年被後見人
 - イ 被保佐人
 - ウ 被補助人(契約の締結に関して同意権付与の審判を受けていない者)
 - エ 未成年者で営業の許可を受けていない者
 - オ 破産者で復権を得ていない者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者でないこと。
 - (3) 営業について免許、許可又は登録を必要とするものにあっては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
 - (4) 申請日現在において、引き続き2年以上の営業を行っていること。
 - (5) 国税、地方税を完納していること。
- 2 前項第4号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、資格審査の申請を受け付けることができる。
 - (1) 個人から法人又は法人から個人に組織を変更したとき。
 - (2) 法人で営業種目を分離し、新法人を設立したとき。
 - (3) 合併等により新法人を設立したとき。
 - (4) 市長が特に必要と認めたとき。

(手続期間)

- 第3 資格審査の申請は、原則として3年に1回市長が定める期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に定める 期間外であっても資格審査の申請をすることができる。
 - (1) 所在地が茨木市であるとき
 - (2) 市長が特に必要と認めたとき。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、茨木市内に事務所等を有する業者については、毎年市長が定める期間に更新手続を行うものとする。

(資格の認定)

- 第4 市長は、審査の結果、資格要件を満たすものについては、本市登録業者として 認定し、入札参加者資格名簿に登載するものとする。
- 2 前項の規定による認定は、同一の者に対して行わない。

(認定の取消し)

第5 市長は、次に掲げる場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2第1項に規定する資格要件を欠いたとき。
- (2) 第3第3項の更新手続をしなかったとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(認定期間)

- 第6 認定期間は、第3第1項に規定する当該申請のあった日の属する年度の翌年度 から起算して3年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3第2項の申請に係る認定の期間は、当該申請に係る認定のあった日から前項に定める3年間の末日までとする。

附 則

この要領は、平成15年9月30日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要項は、平成24年11月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の茨木市物品等入札参加資格審査事務取扱要領の規定は、 平成24年11月1日以後の申請に係る認定について適用し、同日前の申請に係る認定 については、なお従前の例による。